

00611

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日を除く)

項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年六月十三日

鳥取県知事 石 破

二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良(閔金地区ほ場整備)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年六月十四日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

閔金町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に對して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百五十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月二十日付で東伯郡閔金町大字松河原一五五番地本高定雄ほか十七人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良(閔金地区ほ場整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四

◇告示

土地改良事業計画の決定
土地改良事業の変更計画の決定
土地改良事業に係る換地計画の決定
土地改良事業計画の適否の決定
選舉管理委員会の招集

◇選管告示

示

◇公 告

示

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月二十日付で東伯郡閔金町大字松河原一五五番地本高定雄ほか十七人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良(閔金地区ほ場整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四

二 縦覧に供する期間
昭和四十七年六月十三日から二十日間

鳥取県知事 石 破

二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
縦覧に供する期間

昭和四十七年六月十四日から二十日間

三　縦覧に供する場所
東伯町役場

四　異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、久米ヶ原地区第一工区県営は場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年六月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一　縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二　縦覧に供する期間
昭和四十七年六月十五日から二十日間

三　縦覧に供する場所
倉吉市役所

四　異議の申立て
この換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの人々は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百十九号

昭和四十七年三月二十四日付で八東町長から申請のあつた土地改良（広畠野地区開拓道路補修）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第二五

鳥取県告示第四百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、久米ヶ原地区第二工区県営は場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年六月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一　縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二　縦覧に供する期間
昭和四十七年六月十五日から二十日間

三　縦覧に供する場所
倉吉市役所

四　異議の申立て
この換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの人々は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

00613

項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和47年六月十一日

鳥取県知事 石 破 一 朗

公 告

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

昭和四十七年六月十四日から三十日間

縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人等、この告示に係る決定に對し異議があつた時は、縦覧期間内の正の副本から起算して十五日内に知事に申しふくべし。

- 11 議題 鳥取港漁業調整委員会委員選挙の執行について
昭和47年5月30日に実施した毒物劇物取扱者試験に合格した者は、次のとおりである。
昭和47年6月13日

鳥取県知事 石 破 一 朗

1 一般毒物劇物取扱者試験の合格者

下田 豊 岡田 保 尾嶋 三男 鶴木 哲夫

岡村 英夫 大門 房富 石川 哲嗣 秋庭 美由喜

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験の合格者

森本 淳一 平田 博子 石破 駿介 中河 強

須崎 宏 竹内 賢一 福田 安利 佐々木政幸

山本 良文 清水 良幸 谷口 健彦 宮城 茂樹

尾崎 邦彦 下村 益雄 小泉 浩 大川 都栄

塙本 公人 岡田 恵子 加村 陽子 中田 一仁

下村 佳弘 上田 文歳 角 興 小竹 守

佐々木達 北垣 寿成

3 特定品目毒物劇物取扱者試験の合格者

外里 勝之 松浦 周三 山田 節雄 木村 光則

新見 保 宮野 伸一

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第十号
昭和四十七年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。
昭和四十七年六月十三日

一 口頭 昭和四十七年六月十四日 午前十一時
二 場所 鳥取市東町一丁目一百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 橋 誠